

第4章 個別労働関係紛争に係るあっせん等

1 事前相談

(1) 概要

相談件数は167件となり、リーマンショック後の平成24年以来8年ぶりに160件を上回った令和2年から3年連続で160件を超えた。相談内容の事項別では、職場の人間関係46件、雇止め17件等となっており、そのうちコロナ関連の相談は、感染した労働者に関する補償や出勤の扱いなど計3件であった。

(2) 相談件数

(単位：件)

区分		30年	31・元年	2年	3年	4年	平均	
相談件数		99	120	163	163	167	142.4	
相談内容の事項別	賃金等	賃金不払い	10	12	18	15	8	12.6
		一時金	-	1	4	1	3	1.8
		退職金	2	5	16	5	5	6.6
		諸手当	6	4	12	-	1	4.6
		その他賃金に関するもの	15	15	2	16	10	11.6
	労働条件	労働時間	4	3	1	5	5	3.6
		休日・休暇	4	3	2	14	3	5.2
		安全衛生	-	1	-	1	4	1.2
		その他労働条件に関するもの	9	8	15	23	24	15.8
	経営・人事	人員整理	-	-	1	-	-	0.2
		配置転換・出向	4	6	4	10	10	6.8
		雇用（解雇等）	12	25	24	28	16	21.0
		雇止め	9	4	5	15	17	10.0
		退職強要	4	6	16	18	14	11.6
		その他経営・人事に関するもの	8	16	17	15	16	14.4
	労働福祉	1	1	1	-	4	1.4	
	組合	4	-	-	1	2	1.4	
	職場の人間関係	-	-	42	42	46	43.3	
	その他	36	45	25	7	16	25.8	
	当事者の男女別	男性	52	60	82	90	86	74.0
女性		47	60	81	73	81	68.4	
当事者の住所別	京都市内	41	56	76	68	57	59.6	
	京都市内以外	15	37	40	50	66	41.6	
	不明	43	27	47	45	44	41.2	
当事者の労使別	労働者	94	117	154	156	155	135.2	
	事業主	4	3	8	7	11	6.6	
	不明	1	-	1	-	1	0.6	
相談の態様別	来局	13	32	40	45	39	33.8	
	電話	86	87	120	111	122	105.2	
	その他	-	1	3	7	6	3.4	

(注) 1 複数の事項を含む相談があるため、相談件数と相談内容事項別件数の計とは一致しない。

2 平成31・令和元年までの「職場の人間関係」に関する相談は「その他」に計上しており、平均は令和2年以降の相談件数を分母として算出している。

2 個別労働関係紛争に係るあっせん

(1) 概要

令和4年の新規申請件数は9件、係属件数は17件であった。終結は16件であり、その内訳は、解決が13件、打切りが2件、不開始が1件であった。

また、コロナ関連の新規申請件数は1件、係属件数は4件であった。全て終結し、いずれも解決であった。

ア 取扱状況

令和4年に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が8件、新規申請が9件の計17件で、うち16件が終結し、1件が次年繰越となった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
30		-	3	3	3	-
31・元		-	9	9	8	1
2		1	21	22	16	6
3		6	16	22	14	8
4		8	9	17	16	1
平均件数		3.0	11.6	14.6	11.4	3.2

イ 新規申請の状況

(7) 申請者別状況

申請者別にみると、9件全てが労働者からの申請であった。(表2)

表2 申請者別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	申請者別			
		労働者	事業主	双方	計
30		2	1	-	3
31・元		8	1	-	9
2		21	-	-	21
3		16	-	-	16
4		9	-	-	9
平均件数		11.2	0.4	-	11.6

(4) 月別状況

月別にみると、10月が3件、7月が2件、3月、5月、8月、9月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	月別												計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
30		-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
31・元		-	1	1	1	1	-	1	2	-	-	2	-	-	9
2		2	2	2	-	1	1	1	1	3	2	3	3	3	21
3		-	-	-	1	-	1	3	1	1	4	1	4	16	
4		-	-	1	-	1	-	2	1	1	3	-	-	9	
平均件数		0.4	0.8	1.2	0.4	0.6	0.4	1.4	1.0	1.0	1.8	1.2	1.4	11.6	

(ウ) 産業別状況

産業別にみると、卸売業、小売業が5件(55.6%)、学術研究、専門・技術サービス業が2件(22.2%)、製造業、運輸業、郵便業が各1件(11.1%)であった。(表7)

(イ) あっせん事項別状況

あっせん事項別にみると、延べ件数は13件となり、解雇等の「経営又は人事」が9件、「賃金等」が3件、「職場の人間関係」が1件であった。(表8)

また、コロナ関連は延べ1件あり、あっせん事項は配置転換であった。

(オ) 地域別状況

発生地域別にみると、京都市内が8件、京都市内以外が1件であった。

ウ 終結状況

令和4年に係属した17件のうち、16件が終結し、その内訳は、解決が13件(81.3%)、打ち切りが2件(12.5%)、不開始が1件(6.3%)であった。打ち切りのうち1件は、被申請者があっせんに応じなかったもの(不応諾)、不開始の1件は、申請者に申請書の補正を求めたが応答がなく、連絡もつかなかったため、開始できなかったものである。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	解決			打ち切り (不応諾)	取下げ	不開始	計	(参考) (%)	
	案提示	その他	小計					解決率	案提示率
30	1	-	1	2(2)	-	-	3	33.3	33.3
31・元	4	-	4	3(1)	1	-	8	57.1	57.1
2	10	-	10	3(1)	3	-	16	76.9	76.9
3	6	-	6	6(5)	2	-	14	50.0	50.0
4	12	1	13	2(1)	-	1	16	86.7	80.0
平均件数	6.6	0.2	6.8	3.2	1.2	0.2	11.4	66.0	68.0

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打ち切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打ち切り}} \times 100$$

エ あっせん回数及びあっせん係属日数

あっせん回数は平均1.7回、あっせん係属日数は平均78.9日であった。(表5、6)

表5 あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
30		2	-	1	-	-	3	2.0
31・元		2	6	-	-	-	8	1.0
2		3	10	1	2	-	16	1.4
3		7	6	1	-	-	14	1.1
4		2	6	6	2	-	16	1.7
平均件数		3.2	5.6	1.8	0.8	-	11.4	1.4

表6 あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
30		-	-	2	-	-	1	-	3	30.3
31・元		1	-	1	1	4	1	-	8	35.3
2		-	-	1	3	8	2	2	16	53.6
3		-	-	1	2	7	3	1	14	50.9
4		-	-	-	3	2	6	5	16	78.9
平均件数		0.2	-	1.0	1.8	4.2	2.6	1.6	11.4	56.2

表7 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	30	31・元	2	3	4	平均件数
農業、林業、漁業		-	-	1	-	-	0.2
農業		-	-	1	-	-	0.2
建設業		-	1	-	1	-	0.4
製造業		-	2	5	2	1	2.0
食料品製造業		-	1	-	-	-	0.2
繊維工業		-	1	1	-	-	0.4
化学工業		-	-	-	-	1	0.2
プラスチック製品製造業		-	-	-	1	-	0.2
窯業・土石製品製造業		-	-	1	-	-	0.2
生産用機械器具製造業		-	-	2	-	-	0.4
電気機械器具製造業		-	-	1	1	-	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	1	-	-	0.2
情報サービス業		-	-	1	-	-	0.2
運輸業、郵便業		1	1	1	1	1	1.0
道路旅客運送業		-	1	-	1	1	0.6
道路貨物運送業		1	-	1	-	-	0.4
卸売業、小売業		2	2	-	6	5	3.0
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	2	-	2	0.8
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	-	1	-	1	0.4
技術サービス業(他に分類されないもの)		-	-	1	-	1	0.4
宿泊業、飲食サービス業		-	2	3	-	-	1.0
宿泊業		-	2	-	-	-	0.4
飲食店		-	-	3	-	-	0.6
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	-	1	-	0.2
娯楽業		-	-	-	1	-	0.2
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	-
医療、福祉		-	1	4	2	-	1.4
医療業		-	-	2	-	-	0.4
社会保険・社会福祉・介護事業		-	1	2	2	-	1.0
複合サービス事業		-	-	1	2	-	0.6
協同組合(他に分類されないもの)		-	-	1	2	-	0.6
サービス業(他に分類されないもの)		-	-	3	1	-	0.8
機械等修理業		-	-	1	-	-	0.2
職業紹介・労働者派遣業		-	-	1	1	-	0.4
その他のサービス業		-	-	1	-	-	0.2
公務		-	-	-	-	-	-
合 計		3	9	21	16	9	11.6

表8 あっせん事項別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	30	31・元	2	3	4	平均件数
経営又は人事		3	7	13	14	9	9.2
解雇		1	2	6	7	2	3.6
配置転換、出向・転籍		-	-	1	-	2	0.6
復職		1	1	-	-	-	0.4
懲戒処分		-	1	-	2	1	0.8
退職		1	2	4	-	-	1.4
その他の経営又は人事		-	1	2	5	4	2.4
賃金等		-	3	18	13	3	7.4
賃金未払		-	-	8	5	-	2.6
賃金減額		-	-	-	2	1	0.6
一時金		-	-	-	-	1	0.2
退職一時金		-	-	1	1	1	0.6
解雇手当		-	2	4	2	-	1.6
諸手当		-	-	3	-	-	0.6
その他賃金		-	1	2	3	-	1.2
労働条件等		1	-	4	3	-	1.6
年次有給休暇		-	-	-	1	-	0.2
時間外労働		-	-	-	-	-	-
安全・衛生		-	-	1	-	-	0.2
社会保険		-	-	-	-	-	-
その他の労働条件等		1	-	3	2	-	1.2
職場の人間関係		-	3	4	-	1	1.6
パワハラ・嫌がらせ		-	3	4	-	1	1.6
その他		-	-	1	1	-	0.4
合計		4	13	40	31	13	20.2

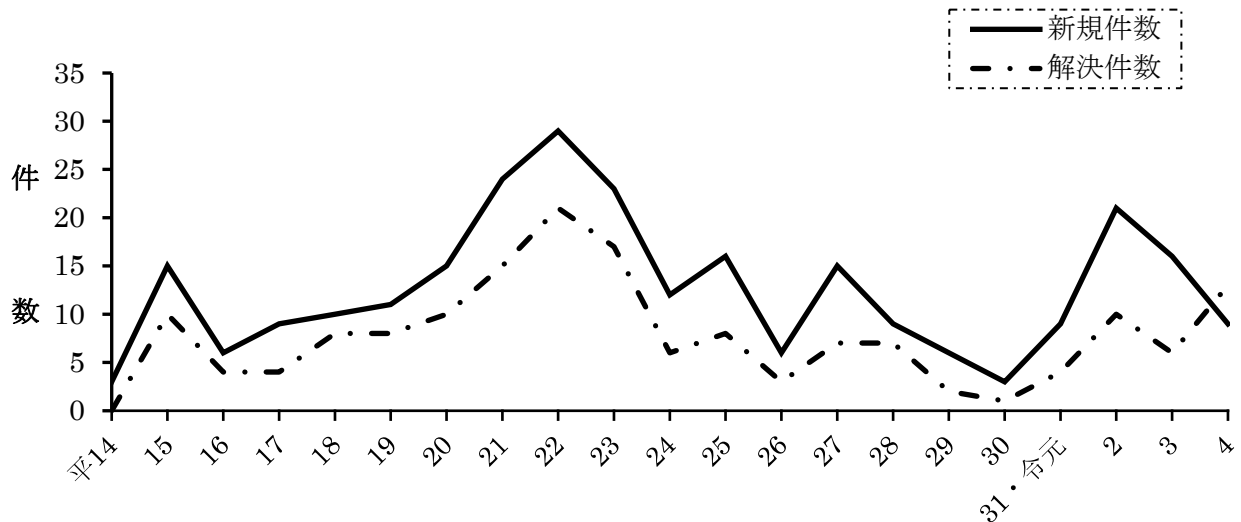
(注) 複数のあっせん事項を含む事件があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

表9 年別取扱・処理件数

(単位：件)

区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数					次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り	取下げ	不開始	計	
14	-	3	3	-	2	1	-	3	-
15	-	15	15	10	2	-	-	12	3
16	3	6	9	4	5	-	-	9	-
17	-	9	9	4	2	-	1	7	2
18	2	10	12	8	2	1	-	11	1
19	1	11	12	8	1	-	-	9	3
20	3	15	18	10	7	-	-	17	1
21	1	24	25	15	8	2	-	25	-
22	-	29	29	21	4	-	-	25	4
23	4	23	27	17	3	2	1	23	4
24	4	12	16	6	10	-	-	16	-
25	-	16	16	8	6	1	-	15	1
26	1	6	7	3	2	-	-	5	2
27	2	15	17	7	8	1	-	16	1
28	1	9	10	7	2	1	-	10	-
29	-	6	6	2	3	1	-	6	-
30	-	3	3	1	2	-	-	3	-
31・元	-	9	9	4	3	1	-	8	1
2	1	21	22	10	3	3	-	16	6
3	6	16	22	6	6	2	-	14	8
4	8	9	17	13	2	-	1	16	1
計		267		164	83	16	3	266	

図1 新規申請件数の推移



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん員指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令3-8 協同組合	労働者Aが解雇の取消し及び復職日までの賃金支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.10.7 3.10.8 4.2.15	3回 132日 131日	橋本(公) 青山(労) 石津(使)
個令3-9 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.10.18 3.10.20 4.2.9	2回 115日 113日	藤井(公) 山本(労) 倉垣(使)
個令3-10 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.10.18 3.10.20 4.2.9	2回 115日 113日	藤井(公) 山本(労) 倉垣(使)
個令3-11 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.10.18 3.10.20 4.2.9	2回 115日 113日	藤井(公) 山本(労) 倉垣(使)
個令3-13 道路旅客運送業	労働者Aが懲戒処分の撤回及び未払い賃金の支払いを求めてあつせんに申請 【打切り理由】 事業主が、懲戒処分は適切に行っており、未払い賃金も存在しないとしてあつせんに辞退したため	打切り (不承諾)	労	3.12.10 3.12.15 4.1.5	0回 27日 22日	笠井(公) 師玉(労) 安藤(使)
個令3-14 プラスチック製品製造業	労働者Aが基本給減額の取消しを求めてあつせんに申請 【解決理由】 あつせんの後、当事者間の自主的な話し合いにより、事業主が月例給の一部回復を提案し、Aが受け入れたため	解決	労	3.12.17 3.12.21 4.4.7	1回 112日 108日	青木(公) 松本(労) 塩尻(使)
個令3-15 小売業	労働者Aが降格処分の取消し等を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払うとともに、Aと2年間の業務委託契約を締結する。	解決 (案提示)	労	3.12.20 3.12.21 4.3.22	2回 93日 92日	土田(公) 上尾(労) 石津(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん指年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令3-16 小売業	労働者Aが雇止めの撤回及び無期労働契約への転換と休業期間中の賃金支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが離職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.12.24 3.12.28 4.2.18	1回 57日 53日	藤井(公) 青山(労) 倉垣(使)
個令4-1 道路旅客運送業	労働者Aが解雇撤回及び入社祝い金の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが離職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払うとともに、損害保険手続に協力する。	解決 (案提示)	労	4.3.17 4.3.22 4.4.13	1回 28日 23日	笠井(公) 穂山(労) 石津(使)
個令4-2 小売業	労働者Aが育児休業取得後の原職復帰を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが離職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	4.5.20 4.5.24 4.6.16	1回 28日 24日	青木(公) 師玉(労) 安藤(使)
個令4-3 専門サービス業	労働者Aが昇格及び昇進を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 事業主は、Aの昇格及び昇進について十分に説明するとともに、上司と部下の面談を定期的実施するよう努める。	解決 (案提示)	労	4.7.1 4.7.7 4.8.19	1回 50日 44日	橋本(公) 青山(労) 倉垣(使)
個令4-4 小売業	労働者Aが心理的虐待行為により離職せざるを得なかったことに対する慰謝料を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	4.7.12 4.7.13 4.9.29	1回 80日 79日	笠井(公) 山本(労) 石津(使)
個令4-5 卸売業	労働者Aが賃金引下げの取消し、賞与の計算方法の確認及び退職金の権利確認を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 事業主は、Aの賃金、賞与及び退職金について正社員の給与規則等に基づき算定する。	解決 (案提示)	労	4.8.24 4.8.25 4.11.30	3回 99日 98日	青木(公) 穂山(労) 安藤(使)
個令4-6 卸売業	労働者Aが内定取消しの撤回を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aの採用内定がなかったことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	4.9.8 4.9.12 4.12.16	2回 100日 96日	橋本(公) 師玉(労) 塩尻(使)

事件番号 業種	事件の概要	結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令4-7 技術サービス業	労働者Aが懲戒処分及び今後昇格昇給はないとしたことの撤回を求めてあつせんを申請 【あつせん案要旨】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため	打切り	労	4.10.3 4.10.4 4.12.7	2回 66日 65日	藤井(公) 松本(労) 南島(使)
個令4-8 小売業	労働者Aが諭旨解雇の撤回を求めてあつせんを申請 —	—	労	4.10.26 4.10.27 (係属中)	—	青木(公) 山本(労) 石津(使)
個令4-9 化学工業	労働者Aが野球部に復帰させることを求めてあつせんを申請 【不開始理由】 申請書の補正を求めたが、何ら応答がなかったため	不開始	労	4.10.31 — 4.12.14	0回 45日 —	—